

令和6年(2024 年) 12 月 25 日
総合政策部 人事課

職員の懲戒処分について(概要説明)

■趣旨・目的

職員 1 名を懲戒処分としたため、その概要説明を行います。

■日時

令和6年 12 月 25 日(水)午後2時～

■場所

湖南省役所東庁舎 3階 大会議室

■内容

別紙のとおり

■問い合わせ

担当課名： 総合政策部 人事課

担当者名： 森井

(直通) 0748-71-2312

(FAX) 0748-72-1146

令和6年(2024年)12月25日
総合政策部 人事課

職員の懲戒処分について(概要説明)

■内容

1 処分の概要

【懲戒戒告処分】

被処分者	主事(20代)男性
処分年月日	令和6年12月25日
処分の内容	停職(6か月)
処分の理由	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

2 行為の概要

主事(20代)が、令和6年1月、自己のスマートフォンを用いて、湖南市浄苑で火葬炉内の炎とご焼骨を撮影、その画像2枚と名字をライングループで知人2人に掲載したことについて5月31日付で懲戒処分(減給10分の1 6か月)とした件について、この処分後、新たな漏洩行為等が判明した。

新たな漏えい行為…①3人目の知人に対し写真2枚を漏洩したこと②ライングループ内の知人2人のうち1名に対し、再度個別で写真を送信していたこと。

虚偽報告…③3人目の知人への漏洩行為は、5月の懲戒等審査委員会時に自身が認識していたにもかかわらず、処分が重くなることを恐れ、事実を意図的に話さなかったこと④5月当時に「画像はすでに削除済み」と話した後、画像が残っていたことを確認したにもかかわらず、報告を怠ったことである。

※懲戒行為に関連し、画像については、当初相手方とされていたかたではなく、別のかたの画像であったことが判明している。別のかたへは市が謝罪し、謝罪を受け入れておられる。

3 市長コメント

この度の事案により、市民のみなさまの信頼を傷つけ、ご不快な思いをさせましたことを、心よりお詫び申し上げます。

職員一人ひとりが信頼回復に向けて、高い倫理観を持ち、かつ誠実に職務にあたるよう努めてまいります。